

地域集会所指定管理者応募事業概要

一般財団法人墨田まちづくり公社

1 利用者サービスの向上

- (1) **利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか**
利用申込受付に当たって、各管理運営協議会庶務担当者が利用目的を確認し、利用の平等を図る。
- (2) **施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか**
経営方針、管理運営体制、施設改善、職員配置、研修、経理、稼働率向上、個人情報等の取扱い、緊急時の対応、利用者意見の聴取の項目で構成され、設置目的を達成できる事業計画となっている。
- (3) **利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能なか**
区立施設の行事に協力するなどコミュニティ活動の促進を支援する。
カーテン及び座布団カバーのクリーニング、畳表替え、壁紙の補修及び取替えを行う。
- (4) **利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか**
利用者からの要望、提案について迅速に対応できるように、各集会所に公社への連絡方法を明確に表示する。
地域集会所の利用者及び区民の意向等について、積極的に聴取していくとともに、利用者意向等の窓口を設けるなど、日常の利用者意向等の聴取に努め、業務改善につなげる。
- (5) **協治(ガバナンス)の取り組みを進める提案はあるか**
地域集会所運営協議会との連携を密にして、円滑な運営に努める。
地域行事の会場などに集会所の積極的な活用を勧め、地域コミュニティ活動の拠点化を図る。
管理運営協議会へのモニタリングを実施し、地域集会所の運営を円滑に実施する。

2 効率的・効果的な施設の運営

- (1) **施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか**
墨田区地域集会所設置条例の主旨に沿い、墨田区における地域連帯を基盤とした自治活動を振興し、住民主体による市街地環境の再整備を推進するためのコミュニティ形成の促進を図る。
墨田区の特質である下町特有の人情に厚い町を継続発展させるために、地域集会所をコミュニティ活動の場として運営する。
高齢化とマンション建設による新住民の増加等変化する地域の中で、区の持つ良質なコミュニティの継続を図るため、町会、自治会等との連携と協働により地域集会所を運営する。
住民の意思に沿ったコミュニティ事業を実施し、地域性を考慮した運営に努める。
- (2) **利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的なか**
区と公社のホームページをリンクさせるとともに、公社のホームページには各施設の利用案内及び施設の写真等を掲載し、利用者にとってわかりやすいホームページにする。
地域集会所の施設内容、利用案内を作成し、公社の各施設に掲示するなどPRに努め、利用の促進を図る。
地域集会所の施設内容、利用案内のポスター・チラシを作成し、ポスターを町会の掲示板に掲示及びチラシを配布するなど、PRに努め、利用の促進を図る。
マンション居住者へのPRを行い、管理組合総会等の会合や行事の利用促進を図る。
- (3) **施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか**
維持管理経費を節減するために、計画的な補修・修繕を行う。
- (4) **提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか**
指定管理料 29,903,000円
- (5) **区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか**
管理運営協議会と契約し、施設の貸出・維持管理等協調して運営する。
保守点検等管理業務について区内事業者の活用し、区民の雇用及び区内企業からの資機材調達を行う。

地域集会所指定管理者応募事業概要

一般財団法人墨田まちづくり公社

3 事業計画の遂行能力

- (1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか
区の財政援助団体であり、経営は安定している。
地域集会所管理運営事業の経理は「一般財団法人墨田まちづくり公社会計規程」に基づき行う。
- (2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か
地域集会所管理運営協議会が受付・管理をする。なお、まちづくり公社が3名(全体総括1名、常勤職員2名)でバックアップ体制をとる。
- (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か
墨田まちづくり公社の職員研修(新任、実務者向け)を実施する。
- (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか
個人情報保護は、関係法令を遵守し万全の体制をとる。
情報公開に関しては「一般財団法人墨田まちづくり公社情報公開規程」により、公社(理事長)として受け、適正に開示していく。
- (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か
防犯、防災への対応として非常時に際しては、迅速な連絡と組織的な活動で初動態勢に重点をおき、被害の軽減と早期の復旧に努める。
全ての集会所に災害対策マニュアルを掲示し、緊急時の対応と非常時の防災活動が円滑に実施できるようにする。
「苦情等窓口」を設置し、全体統括者が窓口責任者として、迅速適切な処理を行う。苦情等のうち重要な事項については、公社苦情等処理責任者を經由して、常務理事の指示を受け、対応する。